

# 京都西山短期大学研究倫理委員会規程

平成27年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、京都西山短期大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動において、京都西山短期大学研究倫理規程（以下、「研究倫理規程」という。）に定める事項の遵守を促し、研究活動における倫理規範の確立に努めるとともに、不正行為に対する措置等について定め、不正行為を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定める。

(1) 研究者 本学の専任教員をいう。

(2) 対象研究者 前号の研究者のうち第5条の規定により不正を告発又は情報提供に関する通報又は相談（以下、「通報等」という。）された者及び第9条第2項の規定により予備調査の対象になった者をいう。

(3) 不正行為 研究活動において、次に掲げる行為をいう。

ア 論文作成（含む著作権等）及び結果報告におけるデータ、情報、調査等の捏造、改ざん及び盗用（以下、「不正行為」という。）

イ 学内外から得た研究費の不正使用、不正受給及びこれに関する証拠隠滅、または調査妨害

ウ 研究成果の二重投稿、不適切なオーサiership等、これに関する証拠隠滅及び調査妨害

(研究倫理委員会の設置)

第3条 第1条の規定に基づき、不正行為に対処するために京都西山短期大学研究倫理委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は次の者をもって構成する。

(1) 学科長

(2) 事務局長

(3) 教学部長

(4) 各専攻から2名

3 第2項第4号の委員は、各専攻の互選とする。

(本委員会の運営)

第4条 本委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

3 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長の指名による。

4 本委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

5 議決に当たっては、出席委員の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(不正行為に関する通報等)

第5条 研究者の不正行為に関する通報等を行うことができる者（以下「通報者等」という。）は、専任教職員、非常勤教職員及び京都西山短期大学に学ぶあらゆる立場の者とその保護者等をいう。

2 通報者等は、不正行為を発見したとき又は不正行為の存在を思料するにいたったときは、原則として顕名による通報等を行うことができる。

3 匿名による通報等があった場合は、信ずるに足りる相当の理由、証拠等のある場合を除き、調査対象として受理しない。

4 書面による通報等など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者等が知り得ない方法による通報等がなされた場合は、通報者等（匿名除く）に通報等を受け付けたことを通知する。

5 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。

6 不正行為が行われようとしている、或いは不正行為を求められているという通報等については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められたときは、対象研究者に警告を行う。

(専門委員)

第6条 本委員会は、予備調査及び本調査において活動の適正化を確保するために、その専門分野に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、本委員会の意見を聞いて委員長が委嘱する。

3 専門委員は、委員長の求めに応じて、本委員会に出席し意見を述べることができる。

4 その他、専門委員について必要な事項は、その都度本委員会において別に定める。

(守秘義務)

第7条 本委員会の委員、専門委員並びに通報者等を含む関係者は、本規程に基づく不正行為の通報等及び調査により知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

2 調査事案が漏えいした場合、通報者等及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者等又は対象研究者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(調査委員会)

第8条 調査委員会は、次の構成員により実施する。

- (1) 委員長が指名する本委員会の委員 2名以上
- (2) 委員長が指名する専門委員 2名以上
- (3) 本委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項の構成員には、外部有識者を含むこととし、通報者等及び対象研究者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 第1項第1号及び第2号の構成員のうちから、委員長の指名する者を責任者に充てる。

4 調査委員会は本委員会より命じられた予備調査、本調査等を行うこととし、委員長に調査結果を報告する。

(予備調査)

第9条 第5条に基づき、通報等があった場合、学長は、7日以内に内容の合理性を確認し、予備調査の要否を判断しなければならない。

2 学長が必要と認めた場合には、学長は委員長に速やかに予備調査を実施するよう命じる。

3 委員長は、学長から命じられた日から14日以内に本委員会を招集し、速やかに予備調査を実施する。

4 予備調査の実施判断がなされた場合は、実施判断がなされた日から20日以内に通報者等(匿名除く)に対して予備調査実施について通知する。

5 公的研究費に係る予備調査の実施が決定した場合は、通報等があった日から30日以内に予備調査を実施することを当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議しなければならない。

6 本委員会は、本調査実施の要否について、通報等のあった日から30日以内に判断しなければならない。

7 予備調査の結果については、文書にまとめて、責任者から委員長に報告する。

8 予備調査の結果、本調査にいたらなかった場合、委員長はその結果及び理由を学長に報告する。また、通報者等にも同様に報告することとし、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び通報者等の求めに応じ開示する。

9 予備調査に必要な事項は、別に定める。

(本調査)

第10条 委員長は、前条の予備調査において不正行為が存在する若しくは存在の疑いがあると判断する場合には、調査結果を文書にまとめ速やかに学長へ報告する。

2 学長は、報告を受け不正行為が存在する疑いがあると判断した場合には、速やかに委員長

に本調査を実施するよう命じる。

3 本委員会は、本調査の実施が決定した場合、通報者等及び対象研究者に対し、速やかに本調査の実施を通知し、調査への協力を求める。

4 本調査の実施が決定した場合は、決定した日から 30 日以内に本調査を開始する。

5 本調査においては、調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 対象研究者及びその関係者からの事情聴取
- (2) 関係資料等の調査
- (3) 取引先業者からの事情聴取、関係資料等の調査
- (4) 対象研究者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止
- (5) その他、調査に必要な事項

7 調査委員会の本調査に当たって、通報者等及び対象研究者並びにその関係者は誠実に協力しなければならない。

8 関係資料等の隠滅、廃棄等が行われる恐れがあると調査委員会が判断した場合は、関係する研究室等の一時閉鎖並びに設備及び資料の保全を行うことができる。ただし、これらの措置に影響しない範囲内であれば、研究対象者の研究活動を制限しない。

9 対象研究者は、事情聴取に際して、意見の陳述又は弁明を行うことができる。

10 通報等があった事案の調査に当たっては、通報者等が了承したときを除き、調査関係者以外の者や対象研究者に通報者等が特定されないよう周到に配慮する。

(異議申立て)

第 11 条 本調査に当たっては、調査委員の氏名や所属を通報者等及び対象研究者に示さなければならない。これに対し、通報者等及び対象研究者は、示された日から 7 日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、本委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者等及び対象研究者に通知する。

(調査結果の認定)

第 12 条 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著書の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であっても、調査を通じて通報等があった事案が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、通報者等に弁明の機会を与えなければならない。

3 前 2 項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに本委員会に報告し、その報告

を受け、委員長は学長に報告する。

(調査結果の通知及び報告書の作成)

第13条 本委員会は、調査委員会の報告を受け、本調査実施日から150日以内に報告書を作成し学長に報告する。

2 本委員会は、調査結果を速やかに通報者等及び対象研究者に通知する。

3 本委員会は、不正行為を認定した場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。

4 第1項における調査結果の報告に記載する事項は、別に定める。

5 本委員会は、本調査の結果、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(不服申し立て及び再調査)

第14条 不正行為と認定された対象研究者は、調査結果の報告を受けた日から7日以内に、本委員会に不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報者等は、その認定について、前項と同様に不服申し立てをすることができる。

3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、本委員会は調査委員を交代させ、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、本委員会が当該不服申し立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

4 不正行為があったと認定された場合に係る研究対象者による不服申し立てについて、調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を実施するか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと判断した場合には、直ちに本委員会に報告する。

5 本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。このとき、当該不服申し立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、本委員会は以後の不服申し立てを受け付けないことができる。

6 第1項の不服申し立てについて、再調査の実施が決定した場合には、本委員会は調査委員会に再調査を命じることとし、調査委員会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めることができる。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直

ちに本委員会に報告する。

7 前項について、本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。

(通報者等及び調査協力者並びに対象研究者の保護)

第15条 通報者等及び調査協力者に対しては、通報等を理由として不利益を受けないように、十分に配慮を行う。

2 対象研究者に対しては、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(通報者等の禁止事項)

第16条 通報者等は、不正の利益を得る目的、大学又は大学研究者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。この場合に、通報者等は処分等の対象となる。

(公的研究費に係る不正に対する配分機関等及び文部科学省への調査結果の報告)

第17条 通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費の管理、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。

2 不正行為の有無の確認のため日数を必要とし、調査が終了していない場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に途中経過を報告し、調査が終了し次第、速やかに最終報告書を提出する。

(調査結果の公表)

第18条 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合において、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容については、別に定める。

(不正行為に関する通報及び相談窓口の設置)

第19条 本委員会は、不正行為に関する通報等に対応するため、大学の学内に窓口を設置する。

2 学内窓口は、総務部総務課とする。

3 不正行為に関する通報等があった場合は、速やかに学長へ報告する。

4 通報及び相談窓口の責任者は、統括管理責任者とする。

(庶務)

第20条 本委員会の事務は、総務部総務課が行う。

(改正)

第21条 この規程の改正は、学長が本委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正、施行する。